

平成24年2月17日
保健福祉局健康部
健康企画課
電話(245)5203

結核集団感染の発生について

千葉市在住の結核患者を発端とする結核の集団感染事例が発生しましたのでお知らせします。

なお、この事例については、八千代市内の飲食店を中心に感染が拡大したことから、千葉県においても同時に発表しています。

1 事例の概要

- 平成23年5月上旬

千葉市保健所に、発端となった千葉市在住の結核患者の届出があり、接触者健診を開始した。

- 平成23年9月

習志野保健所に、八千代市内にある飲食店従業員の結核の届出があり、調査の結果、店の利用者に千葉市在住の発端者を含め2名の患者がいることが判明し、習志野保健所と連携して接触者健診を開始した。

その結果、平成23年12月までに新たに発病者2名、感染者4名が確認された。

- 平成24年2月上旬

結核菌株の共通性を検討するため、採取することのできた菌について、結核菌遺伝子を用いた確認検査（VNTR検査）を実施したところ、千葉市在住の結核患者と同飲食店利用者2名の計3名の菌が同一株であることが判明した。

- 平成24年2月17日

結核の集団感染として厚生労働省に報告した。

2 発病者・感染者の状況

(1) 事例の発端者

千葉市在住 30歳代 男性

平成23年5月 当市保健所が結核の届出を受理。

平成24年2月 内服終了。治癒。

(2) 発病者：4名（飲食店利用者3名、飲食店従業員1名）

結核専門病院にて治療中

(3) 感染者：4名（発端者家族1名、飲食店従業員2名、飲食店利用者1名）

抗結核薬を内服中

【発病と感染】

発病とは 胸部レントゲン検査等で陰影がある場合や結核菌を排菌している場合など

感染とは 結核菌が体の中に侵入しているが、発病はしておらず、血液検査等で感染が確認された場合。

注) 感染者や発病しても排菌していない患者が、他者に感染させることはありません。
本件では、現在、排菌している患者はいないため、**感染拡大の恐れはありません。**

【市民の方へのお願い】

- (1) 結核の初期症状は、風邪の症状とよく似ています。2週間以上咳が続くようでしたら、必ず医療機関を受診しましょう。
- (2) 市で行っている健診又は職場等での健康診断をすすんで受診し、早期発見に努めましょう。
- (3) 健康診断等で異常を指摘された場合は、速やかに専門の医療機関を受診しましょう。

【参考】

○「結核集団感染」の定義について

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとする。【「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」(平成19年3月29日健感発第0329002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)】

○結核菌遺伝子を用いた確認検査(VNTR検査)について

遺伝子上にある塩基配列の反復数を調べることによって結核菌の遺伝子型別を判定する方法である。

○日本における結核のまん延状態について

WHOは、結核罹患率(人口10万対)10以下を「低まん延国」、患者数の多い22の指定する国を「高まん延国」と定めている。日本の罹患率は、平成22年で18.2であり「中まん延国」となる。千葉市でも年間約200名近く(罹患率19.0)の新規患者が発生している。